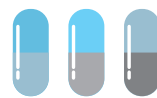




ジェネリック医薬品に関するお知らせ



佐賀県後期高齢者医療広域連合では、現在服用されているお薬をジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えられた場合に、お薬代の自己負担額をどのくらい軽減できるか試算した差額通知ハガキを「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」として、7月29日に発送しています。



■通知の対象となる人

該当月に処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1か月あたりの自己負担額の軽減が一定額以上見込まれる人が対象となります。

※必ずしも全員に届くわけではありません。

■通知の記載内容について

1. お薬代にかかった金額のみ表示しています。
実際の窓口でのお支払いには、技術料・管理料などの別費用が含まれていることがあります。
2. ジェネリック医薬品に切り替えるとお薬代が安くなる可能性があることをお伝えするもので、切り替えを強制するものではありません。

■ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品は、最初に作られたお薬（先発医薬品）の特許が切れた後に販売される医薬品です。先発医薬品と同等の有効成分・効能・効果をもつ医薬品ですが、まったく同一というわけではありません。ジェネリック医薬品を希望される場合は、まずは、かかりつけの医師・薬剤師へご相談ください。

■問い合わせ窓口

通知書に関する問い合わせ専用窓口「国民健康保険中央会コールセンター」を設けています。通知書裏面にコールセンターのフリーダイヤルが記載されていますので、ご利用ください。

▶問い合わせ 佐賀県後期高齢者医療広域連合 業務課 企画・保健係 ☎64-8476

多久市行財政改善協議会 公募委員を決定しました

「多久市行財政改善協議会」の委員改選期となり、公募委員を募集したところ多くのご応募をいただきました。選考により3人の委員が決まりましたのでご紹介します。

品川 美樹さん（北多久町） 野方 徳浩さん（北多久町）
まつせ 智子さん（東多久町）

▶問い合わせ 総合政策課 企画係 ☎75-2116

家を建てたり、取り壊したりしたら、 税務課に届けてください

固定資産税は、毎年「1月1日」に所在する家屋・土地などに課税されます。

家や倉庫などを新築や増築した場合は、その翌年から課税の対象となり、取り壊しても届け出がないと、誤って課税されてしまう原因にもなります。

家屋を建てたり、取り壊したりしたときは、税務課へご連絡ください。

▶問い合わせ 税務課 資産税係 ☎75-2176

お盆のお供え物などを 川に流さないでください

（精霊流し、お供え物を川に流すことは
不法投棄になります）

昔から、お盆になると川にお供え物を流したり精霊流しをしたりする風習がありますが、そのことで川が汚れるだけでなく下流域の漁業などに支障を与えることになります。

環境を守るため、川にお供え物など流さないよう、みなさんのご協力をお願いします。

精霊流しなどを行った場合は各自で責任を持って回収をお願いします。



▶問い合わせ
市民生活課 生活環境係 ☎75-6117

